

所管部課	総務部デジタル政策課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市高校生等医療費助成条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年4月から開始を予定している高校生等医療費助成制度においてマイナンバーを利用できるように当該事務を追加する。また、マイナンバー法の改正にあわせて、生活に困窮する外国人に係る生活保護事務において所要の改正を行う。</p> <p>(1) 改正点 条例別表第1及び第2の9の2の項に東大和市高校生等医療費助成条例の事務を追加する。条例別表第1の10に被保護者健康管理支援事業を追加する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日。ただし、高校生等医療費助成条例事務におけるマイナンバーの利用は、令和5年3月31日までは高校生等医療費助成条例附則第2項に規定する準備行為関係の事務に限る。</p> <p>(3) 影響及び効果 ・高校生等医療費助成事務 添付書類の省略により市民の事務負担軽減が図ることができる。 ・生活に困窮する外国人に係る生活保護事務 日本人に係る生活保護事務と同様の対応が行えるようになる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年6月 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によるマイナンバー法の改正 令和4年8月 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>高校生等医療費助成事務について、情報連携により他市から地方税情報を取得するためには、条例改正後、国の個人情報保護委員会へ届出を行い、個人情報保護委員会から認められる必要がある。最も早く認められた場合で、令和5年6月から情報連携が可能になる見込みである。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。